

松戸市建設工事制限付き一般競争入札(総合評価方式)の実施について

財務部 契約課

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

また、本入札は電子入札システム(ちば電子調達システム)を使用して、電子入札の方法により執行する。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 工事名称 | 横須賀放課後児童クラブ新築工事 |
| 2 工事場所 | 松戸市新松戸北二丁目13番地の1の一部 |
| 3 工事期間 | 契約締結日の翌日から令和4年3月18日まで |
| 4 工事概要 | (1) 建築工事
放課後児童クラブ新築
用途：放課後児童クラブ(児童福祉施設等)
構造：鉄骨造
階数：地上2階
敷地面積：498.81㎡
建築面積：311.97㎡
延べ面積：587.85㎡

(2) 上記に伴う、電気設備工事及び機械設備工事 |

- 5 予定価格 金 185,800,000円(税抜き)

- 6 低入札価格調査基準価格あり・失格基準価格あり(税抜き)

※積算は松戸市低入札価格調査実施要綱による。

- 7 工事担当部課 街づくり部 建築保全課 担当課長名 池田 正

連絡先 047-366-7367

- 8 入札方法

本工事は、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

なお、技術資料は入札と同時に電子入札システムにより提出する「同時提出型」とする。

- 9 入札参加資格要件

入札参加者は、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出された書類については書換え、引換え等することは原則できないので、確認してから申し込むこと。また、資格要件を満たしていない者が入札に参加しても落札することはできません。

(1) 令和2・3年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、本工事の公告の日から落札者決定日までの間、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(2) 令和2・3年度建築一式工事の格付けがAランクであること。

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

※ 下請総額6,000万円以上となる場合は、特定建設業の許可を受けていること。

(4) 松戸市内に本店を有すること。

(5) 技術者は次に掲げる要件を満たし配置できること。

ア 専任できる主任技術者又は監理技術者を配置すること。(ただし、下請総額が6,000万円以上の場合は監理技術者に限る。)

※低入札価格調査を受けた者と契約を締結するときは、配置技術者は現場代理人を兼ねることができない。

イ 申込時点で松戸市に技術者登録をしていること。

ウ 直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上)である者

(6) 現場代理人の兼任を認める工事について

本工事は、「松戸市建設工事の現場代理人及び主任(監理)技術者の配置に関する事務取扱要領」(平成31年4月1日制定)に基づき、現場代理人の兼任対象外工事とする。

(7) 過去10年以内に工事が完了し、引渡しの済んだ公共工事で建築一式工事を元請として施工した実績を有すること。

(8) 本工事の公告日から開札日までの間、本工事場所の近接地域(最近部がおおむね100m以内)で本市発注の本工事と同種の工事を請け負っていないこと。

(9) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本工事の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

イ 会社更生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ウ 民事再生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者

オ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

カ 事業協同組合等が入札参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で入札参加申込みをすることはできない。

キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

(10) 社会保険等の届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27号の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

10 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 評価方法を特別簡易型とする。

イ 「標準点」を100点とし、「加算点(評価点の合計)」の満点を23点とする。

ウ 「加算点」の算定方法は、下表(2)の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計点」を「加算点」として与える。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	満点計	評価基準	評価点
ア 同種工事の施工実績(企業) ・過去10年間(※1)の公共工事(※2)における同種工事の施工実績 ※ 同種工事とは、『新築・増築・改築に伴う工事(工種:建築一式)』を元請けとして施工し、引渡しの済んだ工事とする。 ※ 同種工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)により評価する。	1点	あり	1点
		なし	0点
イ 工事成績(企業) ・本市(市が設立した公益法人含む)が発注した工事における過去2ヵ年度間(※3)の当該業種(建築一式工事)での工事成績評定点の平均点(請負代金額500万円以上) ※共同企業体の構成員の場合には出資比率20%以上のものを評価する。	6点	80.0点以上	6点
		80.0点未満77.5点以上	5点
		77.5点未満75.0点以上	4点
		75.0点未満72.5点以上	3点
		72.5点未満70.0点以上	2点
		70.0点未満65.0点以上または実績なし	0点
		65.0点未満	－4点
ウ 優良工事等表彰(企業) ・過去2ヵ年度間(※3)の本市・国・都道府県における当該業種(建築一式工事)の優良工事等表彰実績	1点	あり	1点
		なし	0点
エ ISO認証取得(企業) ・ISO9001又はISO14001の認証取得状況 ※ 開札日時時点で有効であること。 ※ ISO9001認証取得については当該工事内容に即した認証範囲であること。	0点	あり	0点
		なし	－1点

オ 事故及び不誠実な行為(企業) ・過去の事故及び不誠実な行為の有無(過去3年間(※5)に本市で処分したもの) ※評価基準に複数該当する場合、評価点を累計(下限なし)	0点	なし	0点
		総合評価方式での履行義務違反あり	－3点
		指名停止処分あり	－4点
カ 地域での施工実績(企業) ・本市での過去10年間(※1)の公共工事(※2)における施工実績(全ての業種)	1点	あり	1点
		なし	0点
キ 災害貢献実績(企業) ・本市での過去の評価期間(※4)における災害時の活動実績 ※ 本市との災害協定に基づく活動実績が証明できる書類(完了届と緊急災害出動内訳書等)の写しをもって評価する。	1点	あり	1点
		なし	0点
ク ボランティア実績(企業) ・本市での過去2年間(※6)における地域活動の実績 ※ 当事者以外の第三者の証明(新聞記事や参加証明書等により実施時期、実施内容、会社名が明確に記載されたもの)をもって評価する。	1点	あり	1点
		なし	0点
ケ 地域雇用(企業) ・本市在住者(障害者・高齢者・女性)の雇用実績 ※ 入札公告日現在で雇用実績が3ヶ月以上ある者を対象とする。	1点	あり	1点
		なし	0点
コ 同種工事の施工実績(配置予定技術者) ・過去10年間(※1)の公共工事(※2)における同種工事の施工実績 ※ 同種工事とは、『新築・増築・改築に伴う工事(工種:建築一式)』を元請けとして施工し、引渡しの済んだ工事とする。 ※ 同種工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)により評価する。	1点	あり	1点
		なし	0点
サ 工事成績(配置予定技術者) ・本市(市が設立した公益法人含む)が発注した工事における過去4ヵ年度間(※7)の当該業種(建築一式工事)での工事成績評定点の平均点(請負代金額500万円以上) ※共同企業体の構成員の場合には出資比率20%以上のものを評価する。	6点	80.0点以上	6点
		80.0点未満77.5点以上	5点
		77.5点未満75.0点以上	4点
		75.0点未満72.5点以上	3点
		72.5点未満70.0点以上	2点
		70.0点未満65.0点以上または実績なし	0点
		65.0点未満	－4点

シ 主任(監理)技術者所持資格(配置予定技術者) ・当該工事の資格【1級建築士又は1級建築 施工管理技士】	1点	資格あり	1点
		なし	0点
ス 優良工事等表彰(配置予定技術者) ・過去4ヵ年度間(※7)の本市・国・都道府県 における当該業種(建築一式工事)の優良工 事等表彰実績 ※ 上記「優良工事等表彰」において、技術 者(主任技術者又は監理技術者)として携わっ た実績	1点	あり	1点
		なし	0点
セ 継続教育の取組(配置予定技術者) ・継続教育CPD又はCPDSの取組状況 ※ 5年間の推奨単位の取得とは、入札公 告日の前日から遡った7年間のうち、連続した 5年間に各団体が1年間に推奨する学習単位 の5年分を取得しているものを評価します。 ※ 1年間の推奨単位の取得とは、入札公 告日の前日から遡った7年間のうち、いずれか の1年間に於いて各団体が推奨する1年分の 学習単位を取得しているものを評価します。	2点	継続教育の証明(5年間の 推奨単位)あり	2点
		継続教育の証明(1年間の 推奨単位)あり	1点
		継続教育の証明なし	0点

※1 過去10年間とは、入札公告日の前日から遡った10年間(平成23年5月28日～令和3年5月27日)とする。

※2 「公共工事」とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及びこれに準ずる機関)、都道府県及び市町村の発注工事とする。

※3 過去2ヵ年度間とは、入札公告日の属する年度を除く直近の過去2ヵ年度間(平成31年4月1日～令和3年3月31日)とする。

※4 過去の評価期間とは、入札公告日の属する年度を除く直近の過去2ヵ年度間に当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間(平成31年4月1日～令和3年5月27日)とする。

※5 過去3年間とは、入札公告日の前日から遡った3年間(平成30年5月28日～令和3年5月27日)とする。

※6 過去2年間とは、入札公告日の前日から遡った2年間(令和元年5月28日～令和3年5月27日)とする。

※7 過去4ヵ年度間とは、入札公告日の属する年度を除く直近の過去4ヵ年度間(平成29年4月1日～令和3年3月31日)とする。

※ 配置予定の技術者が複数となる場合の評価は、合計点の最低となる配置予定技術者の評価点とする。

※ 過去の実績を評価する項目で、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものを評価する。

※ 各別記様式(技術資料様式)の注意事項についても、確認すること。

(3) その他

「松戸市建設工事の現場代理人及び主任(監理)技術者の配置に関する事務取扱要領(平成31年4月1日制定)」第9条により、主任(監理)技術者の変更が認められた場合においては、その交代による技術者に係る評価点の合計が担保できないときは工事成績評定にある考査項目「法令遵守等」の「総合評価項目不履行による減点」として、工事成績評定点を3点減ずる。

また、本工事以外の総合評価一般競争入札において、総合評価項目の「事故及び不誠実な行為」の「総合評価方式での履行義務違反あり」として3点減ずる。

11 申請に関する事項

入札参加を希望する者は、次のとおり申込みをすること。

(1) 申請期間

令和3年5月28日	午前8時30分から
令和3年6月10日	午前11時まで

(2) 申請方法

電子入札システムにより申請すること。

(<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>)

(3) 提出書類

電子入札システムにより、下記の書類を1つのPDFファイルにまとめて提出すること。

但し、パソコン等の不具合により電子入札システムより書類を提出できない場合のみ、
直接、松戸市財務部契約課(松戸市役所新館9階)窓口へ提出すること。

なお、市指定用紙とあるものについては、松戸市ホームページからダウンロードすること。

※電子入札システムによる提出の場合、下記ア・イ・ウの書類の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要とする。

ア 松戸市制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書(市指定用紙)

イ 連合等不正行為に伴う誓約書(市指定用紙)

ウ 特定関係調書(市指定用紙)

※ 令和3年度に1度提出している場合、2回目以降の提出は不要です。変更が生じた場合のみ改めて提出すること。

エ 配置予定技術者の資格証の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上)を示す書類(原則として健康保険被保険者証)の写し

オ 施工実績を証する書類の写し(契約書の該当部分、工事内容の記載部分)

カ その他入札参加資格要件で必要と認める書類

キ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ク 松戸市に本店又は営業所等がある場合は、本事業の公告の日を含めて3か月以内の法人市民税又は市・県民税、固定資産税の納税証明書の写しを提出すること。

※ 松戸市税を完納していない場合、入札参加の申請はできない。

12 技術資料の提出

本工事の入札参加を希望する者は、下記に示す技術資料を1つのPDFファイル(ファイル容量は10.0MB以内に収めるものとする。)にまとめ、下記期間内に電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出の場合、別記様式第1号「施工実績等資料提出書」の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要とする。

(1) 電子入札システムによる技術資料の提出期間

令和3年6月28日	午前8時30分から
令和3年7月1日	午後3時まで

(2) 提出する技術資料

- (ア) 施工実績等資料提出書(別記様式第1号)
 - (イ) 《企業》同種工事の施工実績(別記様式第3号)
 - (ウ) 《企業》工事成績(平均点)(別記様式第4号)
 - (エ) 《企業》優良工事等表彰(別記様式第5号)
 - (オ) 《企業》ISO認証取得(別記様式第6号)
 - (カ) 《企業》事故及び不誠実な行為(別記様式第7号)
 - (キ) 《企業》地域での施工実績(別記様式第8号)
 - (ク) 《企業》災害貢献実績(別記様式第9号)
 - (ケ) 《企業》ボランティア実績(別記様式第10号)
 - (コ) 《企業》地域雇用(別記様式第11号)
 - (サ) 《技術者》同種工事の施工実績(別記様式第12号)
 - (シ) 《技術者》工事成績(平均点)(別記様式第13号)
 - (ス) 《技術者》主任(監理)技術者所持資格(別記様式第14号)
 - (セ) 《技術者》優良工事等表彰(別記様式第15号)
 - (ソ) 《技術者》継続教育の取組(別記様式第16号)
- ※上記の市指定用紙については、松戸市ホームページ

(<http://www.city.matsudo.chiba.jp/index.html>)からダウンロードしてください。

(3) 郵送又は託送による技術資料の提出期間等

容量不足により電子入札システムで技術資料すべてを提出できない場合は、下記提出先に電話連絡のうえ、提出期間中に電子入札システムにより別記様式第1号「施工実績等資料提出書」のみを提出後、電子入札システムから出力した「技術資料・入札書受信確認通知」と併せてすべての技術資料を、下記提出先に郵送又は託送するものとし、持参又はファクシミリ等による送付は受け付けない。

但し、電子入札システムの障害等により書類を提出できない場合のみ、下記提出先に電話連絡のうえ、提出期間中に窓口へ提出することができる。

なお、その際に提出する別記様式1号「施工実績等資料提出書」については押印すること。

提出期間:	令和3年6月28日	午前8時30分から
	令和3年7月1日	午後3時まで(必着)

提出先 : 松戸市役所 財務部 技術管理課
住所 〒271-8588 松戸市根本387-5 松戸市役所新館9階
電話 047-366-7308

提出方法： 郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）

提出部数： 1部

13 競争参加資格確認通知

- (1) 電子入札システムにより令和3年6月21日に通知する。
- (2) 資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、事業担当課へその詳細な理由を求めることができる。その説明を求める場合は、資格審査結果通知を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出することができる。
- (3) 再苦情の申し立てをする場合においては、「松戸市入札及び契約の過程並びに指名停止の措置に係る苦情処理手続要領」により苦情を申し立てすることができる。
- (4) 競争参加資格確認通知から落札者決定日までの間に第9項の入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、本事業の入札に参加することはできない。

14 契約条項等を示す場所

- (1) 契約書案及び設計図書等を示す場所

松戸市ホームページ

- (2) 設計図書等を示す期間

令和3年5月28日午前8時30分から入札参加申請期限日の午前11時まで

- (3) 設計図書等の入手方法

松戸市役所 財務部 契約課（新館9階）にて配布します。
※CD－RWを持参してください。

- (4) 設計図書等に関する質疑方法

設計図書等に関し質疑のある場合は、下記により質問書（市指定用紙）を提出すること。

ア 質疑提出期間

令和3年5月28日 午前8時30分から

令和3年6月10日 午前11時まで

イ 質疑提出先メールアドレス

松戸市 財務部 契約課

mcshitsugi@city.matsudo.chiba.jp

ウ 質疑回答日

令和3年6月22日までにファクシミリで回答する。

（質疑がない場合は回答しない。）

15 入札方法

入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額とする。

- (1) 期間 令和3年6月28日 午前8時30分から
令和3年7月1日 午後3時まで
- (2) 方法 電子入札システムによる

(3) 添付書類 工事費内訳書(第1号様式)

設計図書の本工事費内訳書もしくは設計書に表示された項目(工事費内訳一1から機械設備工事 中科目別内訳一14まで)と同一の内容で「中科目別内訳」までを記載すること。また、対応する単位、数量、単価及び金額を記載すること。

16 工事費内訳書の提出

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。また、再度入札を行う場合も、再度入札の金額に応じた工事費内訳書を添付すること。
- (2) 工事費内訳書は、電子入札システムにより提出することとし、ファイル容量は3.0MB以内に収めるものとする。
- (3) 工事費内訳書は、「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」(平成31年4月1日改正)(以下、「取扱要領」という。)によるものとする。
- (4) 取扱要領第5条の規定により入札が無効となる場合があるので留意すること。

※ 工事費内訳書の提出について不明な点がある場合は、質疑提出期間内に松戸市財務部契約課まで問い合わせること。

17 開札日時場所 令和3年7月19日 13時30分 松戸市役所 新館9階 入札室

18 開札立会人

全ての電子入札について、開札立会人の選定はしません。開札は入札参加該当業者を対象に公開で行うものとします。なお、開札に重大な支障を及ぼす恐れがある場合、その他公開しないことが必要であると認められた場合には非公開で行うこともあります。

19 電子入札システムの障害等について

- (1) 電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができない場合は、入札の延期又は紙入札への移行をすることがあります。
- (2) 入札参加者のシステム障害等により、電子入札システムを使用できない場合は、松戸市の承諾を得て紙入札をすることができる。

20 入札保証金について

入札に参加しようとする者は、松戸市財務規則第129条の規定に基づき、入札保証金を納めなければならない。ただし、公告日前日から過去10年以内において同種の公共工事を元請として施工した実績を有する場合は入札保証金を免除とする。この場合、実績を確認できる書類を申込書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

21 契約保証金について

契約を締結するときは、契約金額(税込み)の100分の10以上(低入札価格調査を受けた者と契約を締結するときは、契約金額(税込み)の100分の30以上)の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、松戸市財務規則第143条第3項各号の規定により契約保証金を免除することができる。

22 入札の中止

- (1) 入札の執行は、市の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。

- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。

23 入札の無効

松戸市財務規則第131条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- (2) 指定した入札書以外の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 内訳書の提出を条件とする入札において、内訳書の提出がない等「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」別表に該当する入札
- (5) 電子入札の場合にあつては、電子証明書を不正に使用した入札
- (6) 予定価格を事前公表している場合にあつては、予定価格を超える入札
- (7) ファクシミリ、郵便、電報及び電話による入札
- (8) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (9) 総合評価方式(同時提出型)において、技術資料を電子入札システムにより提出する際に、技術資料提出画面で工事費内訳書を添付した者、または、郵送又は託送による提出の際に、技術資料とともに工事費内訳書を同封して提出した者の入札
- (10) 明らかに連合であると認められる入札
- (11) 評価値の算出ができない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

24 落札者の決定

- (1) 次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高いもの(以下、「最高評価値者」という。)を落札者とし、電子入札システムにて「落札者決定通知書」を通知する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、技術評価点の高い者を落札者として決定し、技術評価点に違いがない場合は、電子くじにより落札者を決定する。

ア 入札価格が、本公告に記載する予定価格の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

- (2) 本入札は低入札価格調査を設けているので、失格基準価格以上でかつ調査基準価格を下回る価格で入札した者は、第1順位者(最高評価値者)であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

- (3) 総合評価による入札において落札者にならなかった者は、その理由について総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日以内(休日・祝日を除く。)に、松戸市財務部契約課に説明を求めることができる。この説明を求める場合は、松戸市財務部契約課にその旨を記載した書類を持参し、提出すること。
- (4) 総合評価による入札において落札者にならないと認めた理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答する。

25 低入札価格調査について

- (1) 松戸市低入札価格調査実施要綱に基づき調査基準価格を設定し、調査基準価格を下回った入札に対しては、低入札価格調査を実施する。
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合は、落札の決定を保留し、その入札価格によって契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日、落札の決定があれば速やかに全入札参加者に通知する。
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、第1順位者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。なお、第1順位者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。
- (5) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、開札をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に調査資料を提出しなければならない。なお、第1順位者でなくとも提出しなければならず、期日までに提出しない者のした入札は無効とする。
- (6) 松戸市低入札価格調査実施要綱に基づき、失格基準価格を設定し、失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は、失格とする。
- (7) 落札者の決定後、低入札価格調査時に提出された低入札価格調査報告書等及び低入札価格調査の内容と重点的な監督の結果内容について乖離がないか調査する。

26 落札価格の決定

入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)をもって落札金額とします。

27 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

28 建設業者の社会保険等未加入対策について

落札者は、本工事の施工において、社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の未加入建設業者との一次下請契約を締結することは、原則認めないものとする。

詳細については下記を参照すること。

(http://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyosya/nyuusatu_keiyaku/index.html)

29 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」(平成12年法律第104号)の対象工事である。

30 支払条件

- (1) 請負代金の支払いは、工事目的物の引渡し後、支払うものとする。

- (2) 前払金は、申し出により契約金額の10分の4以内で支払う。ただし、請負金額が500万円以上の場合に限る。
- (3) 前払金を受け、下記要件を満たす場合は中間前払金を請求することが出来る。中間前払金の金額は、契約金額の10分の2に相当する額の範囲とし、前払金と中間前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えることができない。
 - ア 工期が2分の1を経過していること。
 - イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
 - ウ 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - エ 部分払により経費の支払いを受けていないこと。

31 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会、技術資料の作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料及び技術資料のヒヤリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることができる。
- (3) 提出された資格確認資料及び技術資料は、返却しない。なお、資格確認の目的以外に使用することはしない。
- (4) 原則として一般競争入札参加資格審査申請期間後に配置予定技術者を変更することは認めない。

32 入札に係る問い合わせ先

松戸市財務部契約課 電話 047-366-1151